

確定拠出年金制度の主な法改正について

高齢期の就労が拡大する中で長期化する高齢期の経済基盤を充実できるよう、また、より多くの企業や個人の方が確定拠出年金を活用できるよう、制度の見直しが行われます。

企業型DC・iDeCoの加入可能年齢の拡大（2022年5月1日施行）

《企業型DC》

現在、企業型DCでは、原則60歳未満の厚生年金被保険者を加入者とすることができます。また60歳以降は、規約に定めがある場合、60歳前と同一事業所で引き続き使用される厚生年金被保険者について65歳未満の規約で定める年齢まで加入者とすることができます。

2022年5月からは厚生年金被保険者（70歳未満）であれば加入者とできるようになります。ただし、企業によって加入できる年齢などが異なります。

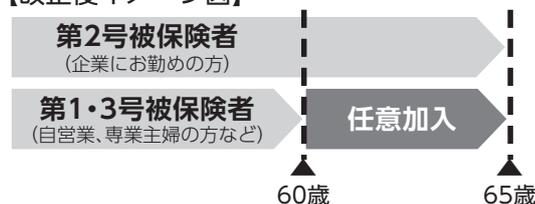
《iDeCo》

●概要

現在、iDeCoに加入できるのは60歳未満の国民年金被保険者ですが、2022年5月から**65歳未満に拡大**されます。60歳以上のiDeCoについては、国民年金の第2号被保険者又は国民年金の任意加入被保険者（※）であれば加入可能となります。また、これまで海外居住者はiDeCoに加入できませんでしたが、国民年金に任意加入していればiDeCoに加入できるようになります。

※国民年金の任意加入被保険者とは、60歳までに老齢基礎年金の受給資格を満たしていない場合や、40年の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない場合などで年金額の増額を希望するときに、60歳以降も国民年金に加入している方です。詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。

【改正後イメージ図】



●加入年齢引き上げに伴う60歳到達以降のiDeCo加入継続・再加入手続きについて

60歳以降もiDeCoに加入することを希望される場合、「再加入手続き」「継続加入手続き」が必要となる場合があります。

60歳到達時の国民年金の被保険者種別	生年月日	60歳到達時のiDeCoの加入資格継続及び喪失パターン	60歳到達時以降のiDeCoの加入継続および再加入手続き
・第1号被保険者 (自営業者) ・第3号被保険者 (専業主婦(夫)等)	昭和37年5月1日以前	60歳到達により資格喪失 ⇒任意加入被保険者 となる方は再加入可	事業所の変更有無にかかわらず再加入の手続きが必要です。
	昭和37年5月2日以降	60歳到達により資格喪失 ⇒任意加入被保険者 となる方は加入継続可	① 60歳以降の継続加入の手続き 60歳到達の1ヵ月前(*)までに任意加入者への切り替えの手続きが必要です。 *60歳到達になる方については、60歳到達日の1ヵ月前までに国民年金基金連合会への届出が必要となります。 ② 再加入の手続き 上記①の提出期限に国民年金基金連合会への届出がなかった場合(国民年金基金連合会での受付が完了しなかった場合を含みます)には、加入者の資格喪失(掛金の拠出は停止)となり、再加入の手続きが必要となります。
・第2号被保険者 (会社員、公務員等)	昭和37年5月1日以前	60歳到達により資格喪失 ⇒再加入可	勤務先の変更有無にかかわらず再加入の手続きが必要です。
	昭和37年5月2日以降	資格喪失しません	引き続き、加入(掛金を拠出)希望の場合、特段の手続きは不要です。ただし次の場合にはお手続きが必要となります。 ・勤務先が変更になる場合 ・企業年金の状況が変更になる場合 ・60歳以降掛金を拠出されたくない場合



ご注意ください

- 企業型DCまたはiDeCoの老齢給付金を受給された方は、改正により企業型DCまたはiDeCoの加入要件を満たした場合であっても、それぞれ再加入することができません。(企業型DCの老齢給付金を受給された方は、企業型DCには再加入できません。同じくiDeCoの老齢給付金を受給された方は、iDeCoには再加入できません。)
- 公的年金を65歳前に繰上げ請求された方は、改正によりiDeCoの加入要件を満たした場合であっても、iDeCoに加入することができません。

iDeCoの脱退一時金の受給要件見直し (2021年4月1日施行)

iDeCoの中途引き出し(=脱退一時金の受給)が例外的に認められているのは、通算の掛金拠出期間が3年以下であることや、資産額が少額であることなどの一定の要件を満たした場合に限られています。
2021年4月からは、**通算の掛金拠出期間の要件が3年以下から5年以下へ拡大**されます。

受給開始時期の選択肢の拡大 (2022年4月1日施行)

公的年金の受給開始時期の選択肢の拡大に併せて、2022年4月から確定拠出年金(企業型DC・iDeCo)における**老齢給付金の受給開始時期の上限年齢が70歳から75歳に延長**されます。
これによって、昭和27年4月2日以降に生まれた方は、75歳に達するまで資産の運用が可能となります。

iDeCoの脱退一時金の受給要件の見直し (2022年5月1日施行)

これまで、iDeCoの中途引き出し(=脱退一時金の受給)が例外的に認められているのは、国民年金の保険料免除者に限られていました。また、iDeCo加入者が海外に居住して国民年金被保険者(第1・2・3号)に該当しなくなった場合、iDeCoに加入することもできず、保険料免除者に該当することはなく中途引き出しもできませんでした。
2022年5月からは、国民年金被保険者となることができない方で、通算の掛金拠出期間が短いことや、資産額が少額であることなどの一定の要件を満たす場合には、iDeCoの脱退一時金を受給できるようになります。

制度間の年金資産の移換(ポータビリティ)の改善 (2022年5月1日施行)

2022年5月からは、「終了した確定給付企業年金(DB)からiDeCoへの年金資産の移換」と、「加入者の退職等に伴う企業型DCから通算企業年金への年金資産の移換」が可能となります。
(「通算企業年金」とは、DBや企業型DCが共同で設立し会員となっている企業年金連合会が、退職者等向けに運用する年金の一つです。)

企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和 (2022年10月1日施行)

これまで企業型DC加入者のうちiDeCoに加入できるのは、iDeCo加入を認める労使合意に基づく規約の定めがあり、かつ事業主掛金の上限を引き下げた企業の従業員の方に限られていました。
2022年10月からは、企業型DCの加入者は**規約の定めや事業主掛金の上限の引き下げがなくても、iDeCoに原則加入**できるようになります。
ただし、企業型DCの事業主掛金額とiDeCoの掛金額は、それぞれ以下の表のとおりであることが必要です。
また企業型DCにおいて加入者掛金を拠出(マッチング拠出)している場合などには、iDeCoに加入できません。

	企業型DCに加入している方がiDeCoに加入する場合(月額)	企業型DCと確定給付型(DB、厚生年金基金など)に加入している方がiDeCoに加入する場合(月額)
企業型DCの事業主掛金(①)	55,000円以内	27,500円以内
iDeCoの掛金(②)	20,000円以内	12,000円以内
① + ②	55,000円以内	27,500円以内